

駐車場法等の届出について

設置する駐車場は、
一般公共の用に供する駐車場である。

一般公共の用に供する: 不特定多数が利用できるもの
(時間貸し駐車場・店舗病院等の駐車場も含む)
一般公共の用に供しない駐車場
・月極駐車場
・従業員用駐車場
・居住者用駐車場
・専用駐車場と明示し、かつ駐車場の出入口で管理人等
(管理人常駐またはゲート設置)が一般の利用を排除
している駐車場

いいえ

届出は不要です。

はい

駐車のために供する部分(自動二輪も含む)の
面積が500㎡以上である。

駐車のために供する部分: 駐車スペース(車路等は除く)

いいえ

届出は不要です。

はい

駐車料金を徴収する。

いいえ

届出は不要です。

はい

道路の付属物や公園施設である駐車場
建築物及び建築物に付属する駐車場である。

いいえ

路外駐車場の届出が必要です。
(駐車場法 12 条)

特定路外駐車場の届出が必要です。
(バリアフリー新法 12 条)

路外駐車場: 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供される駐車場

特定路外駐車場: 道路の付属物や公園施設である駐車場建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場

はい

路外駐車場の届出が必要です。
(駐車場法 12 条)

駐車場法施行令に定められた構造基準に
適合させる必要があります。(駐車場法 11 条)

施行令 7 条～15 条に記載されている構造基準
出入口、車路、車室の高さ、避難階段、防火区画、換気装置、
照明装置、警報装置、特殊の装置

バリアフリー新法に定められた構造基準に
適合させる必要があります。(バリアフリー新法 11 条)

省令 2 条～4 条に記載されている構造基準
車いす使用者用駐車施設、移動円滑化経路、特殊の装置

お問い合わせ先

平塚市 まちづくり政策部 まちづくり政策課 都市計画担当
〒254-8686 平塚市浅間町9-1
TEL 0463-21-8781